

ペニンシュラオーナーズゴルフクラブ利用約款

第1条（約款の適用）

当ゴルフ場（付帯施設及び乗用カートの利用を含む）をご利用される方（会員・非会員を問わず）（※以下「ご利用者」という。）は、快適で安全なプレーをお楽しみいただくため当ゴルフ場のゴルフクラブ会則、細則、乗用カート利用約款、営業のご案内等による定めの他に本約款にしたがってご利用いただきます。

第2条（利用契約の成立）

ご利用者は、次条記載の利用の申込の他に当日フロントにおいて、本約款確認の上で所定の署名簿に署名してご利用手続きを行ってください。これにより、当ゴルフ場と署名者との利用契約が成立したものといたします。

第3条（利用の申込）

当ゴルフ場をご利用される際は、営業のご案内等の定めにより、会員様本人または会員の紹介、非会員の場合はご本人でプレー日及びスタート時間を予約してご来場ください。

ただし、次の場合には予約申込の受付をお断りいたします。

1. 予約及び当日の状況により満員でスタート時間に余裕が無い場合。
2. 天災や天候悪化その他やむを得ない事情によりゴルフ場をクローズするとき。
3. お申込者が暴力団、暴力団員やその構成員、暴力団関係企業や団体またはその関係者、その他反社会的勢力（以下「暴力団等反社会的勢力」という。）に属していると認められたとき。
4. 公の秩序もしくは善良なる風俗に反する行為をなす恐れがあると認められるとき。
5. 本来のゴルフ場運営（営業）に支障を来すことが認められたとき。

第4条（利用の拒絶、利用継続の拒絶）

1. ゴルフ場は利用契約の成立後又はご利用開始後にかかるわらず、次に該当する場合は第2条に定めることを取消し、ご利用及びご利用の継続をその時点よりお断りいたします。
 - (1) 前条の第3条3に該当するとき。
 - (2) 暴力団等反社会勢力に所属していると認められる者を同伴又は紹介により入場させたとき。
 - (3) 法人でその役員のうちに暴力団等反社会的勢力に属する者がいるとき。
 - (4) 粗野な振舞い等、他のご利用者に不快な思いをさせる行為等や当ゴルフ場の業務遂行に支障を来す行為があった場合。
 - (5) 当ゴルフ場並びに当ゴルフ場従業員に対して好ましくない行為があったとき。
 - (6) その他の理由により当ゴルフ場をご利用されることが好ましくない事由があるとき。
 - (7) その他、本約款に違反したとき。
2. 前項に該当する場合の利用料金は、未利用の施設分も含め全額の料金をお支払いただきます。

第5条（プレー料金）

1. 当ゴルフ場のプレー料金は次の通りとする。
 - (1) 会員（邦人正会員・特別会員・特別正会員）は一律で会員料金（メンバー料金）とする。
 - (2) 非会員は公示料金（別表）を基本とし、当クラブ発行の優待券持参で優待料金にてプレーすることができる。
 - (3) プロ、インストラクター、ジュニアについては別表に定める通りとする。
2. 天候の悪化や所用等でスタート後に、プレーヤーがプレーヤーの判断でプレーを取り止める場合は次のように取り扱う。
 - (1) スタート後、3ホールを終了し4ホール目のティショットを打った場合は規定のハーフ料金をお支払いただきます。
 - (2) ハーフ終了後も3ホールを終了し4ホール目のティショット打った場合は規定の1ラウンド料金をお支払いただきます。
 - (3) その後の通常追加ラウンドは(1)を適用いたします。
- (4) 雨や雷等で一時中断を当クラブが判断した場合、プレー再開までは「待機の時間」といたします。ご来場者の判断でプレーを終了される場合や、プレー再開不可能で当クラブがクローズ判断した場合も前項(2)の料金をお支払いただきます。

第6条（休業日・開場時間）

当ゴルフ場の各施設の休業日と開場時間は当ゴルフ場が定めるところとする。ただし、臨時や季節により変更することがあります。

第7条（金銭その他貴重品の管理）

金銭その他貴重品の管理はご利用者自身が管理願います。当ゴルフ場では盗難や紛失等の賠償は負いません。金銭その他貴重品は下項のように取扱させていただきます。

1. 金銭その他貴重品は必ず当ゴルフ場備え付けの貴重品金庫にお預けください。

2. 前項の貴重品ロッカーをご利用できない場合は、フロントにて必ず当ゴルフ場の所定の封筒に封入していただき内容物の明記及び記名封印後、フロント係にお預けください。
3. 前項の共有物(コンペ参加料や会費等)のお預かり品は、預り証をご持参の方に対して内容物の明記と相違無いかを確認し、預り証と引換えにお渡しいたします。この場合、当ゴルフ場のお預かり品に対する責任は免責されたことになります。なお、第三者が預り証を持参された場合には、預け入れされた本人への確認連絡並びに身分証明書の提示を原則とし、その第三者にお渡しいたします。本人へ確認連絡が取れた場合は、当ゴルフ場のお預かり品に対する責任は免責されたことになります。
4. 第2項のお預かり品は封印をご確認いただき開封し内容物をご確認ください。
5. 第3項でお渡しした預り証を紛失された場合は、直ちにフロントへ届出ください。

第8条（携行品・自動車）

ご利用者の携帯品や駐車場の自動車の盗難(車上盗難含む)及び事故や悪戯等については当ゴルフ場、一切責任を負いません。

第9条（ロッカーの利用）

1. ロッカー及び浴室(脱衣場等含む)での諸物品の紛失、盗難等につきましては、当ゴルフ場は責任を負いません。
2. 当ゴルフ場が緊急と認めたときは、ロッカーを開扉し点検することがありますのでご了承ください。
3. 当ゴルフ場のロッカー室のご利用には下記の要綱をご承知ください。
 - (1) ロッカーの使用中は必ず施錠願います。閉扉後の施錠は隨時確認ください。
 - (2) 召し物の衣類及び靴やバッグ等以外のロッカー収納はお断りいたします。貴重品は第7条にて取扱願います。
 - (3) ロッカーの上に物品を置く等のロッカー室の品位を乱す行為は美観並びに保安上においてお断りいたします。
4. ロッカーに収納された物品について、地震、火災、風水害等の不可抗力によるご利用者の損失については、当ゴルフ場は責任を負いません。

第10条（乗用カートのご利用）

別紙の『ペニンシュラオーナーズゴルフクラブ乗用カート利用約款』を遵守いただきます。

ご利用の際は必ず御一読いただきプレーを開始してください。プレーを開始された以降は御一読いただいたものと判断し、当ゴルフ場は『ペニンシュラオーナーズゴルフクラブ乗用カート利用約款』で示す通り以外の責任は負いません。

第11条（ご利用者の危険防止責務をゴルフルール・エチケット・マナーの厳守）

ゴルフは時により自他共に危険を伴う場合がありますので、ご利用者はゴルフルール・エチケット及びマナーを守り、アドバイス及び安全確認の合図の如何に関わらず自己の責任により安全を確認した上でプレーしていただきます。

第12条（ホールインワン・アルバトロスの認定）

当ゴルフ場のホールインワン・アルバトロス認定はキャディ付並びにセルフプレーでも認定(証明書発行)をいたしますが、次のことにご注意ください。

1. キャディ付の場合は全てにおいて認定いたします。
2. セルフプレーの場合は次のことが認定の条件となります。
 - (1) 第3者(無関係の先行組や後続組のプレーヤー及びキャディ・コース作業員・コース巡回員等)の現認を必要とします。
 - (2) ホールインワン・アルバトロスを達成された場合は、直ちにクラブハウスにご連絡ください。現認が終わるまでプレーは一時中断願います。
 - (3) ホールインワンを達成されていても現認が終わってない場合や、ティグランドを離れグリーン周りに移動されている場合は、当クラブは認定いたしません。
3. ホールインワンやアルバトロスの認定は2の(1~3)の条件で認定いたしますが、保険金請求等で認められない場合もあることをご周知ください。

第13条（ティグランドにおける素振り）

当該打順のご利用者のクラブの素振りは、ティマーク内の打席又は特に指定された場所以外ではなさらないでください。

次打順以下のご利用者は、みだりにティグランドに立ち入らないでください。

第14条（飛距離の確認）

後続組のご利用者はキャディ及び同伴者等のアドバイスに関わらず、自己の飛距離を自分で判断し、先行組に打ち込まないようにプレーしてください。

第15条（プレーヤーの前方に出ないこと）

ご同伴者はプレー中のご利用者の前方には絶対に出ないでください。

また、他のご利用者の打球には十分注意して危険回避願います。

第16条（隣接ホールへの打ち込み）

1. 隣接ホールへの打ち込みは特に危険ですので、ご利用者は打ち込むことの無いように慎重にプレーし、危険性のある場合は適切な判断を行ってください。
2. 隣接ホールへ打ち込んだ場合には、そのホールのご利用者に合図を行い、進行の邪魔にならないように十分注意しプレーしてください。

第17条（進行協力）

先行組のご利用者がショートホール等で後続組に対して打球させる時は、後続組のご利用者全員が打ち終わるまで安全な場所に退避してください。

第18条（ホールアウト後の退去）

ホールアウトした場合は、直ちにグリーンより離れ次ホールに進んでください。

第19条（雷鳴への注意）

1. 当ゴルフ場は雷雨雲をリアルタイムで判断できるシステムを完備していますが、確実ではございませんので、ご来場者自身の判断で危険を回避してください。なお、当ゴルフ場よりのプレーの中止は次の手順で行います。
 - (1) 中止の際には『長いサイレン』を鳴らします。プレーは即座に中断し非難してください。
 - (2) ゴルフ場の係員が中断と非難をコース巡回しながら呼びかけ、防雷小屋や茶屋に誘導いたします。
 - (3) 長時間の悪天候が予想される場合は、クラブハウスにて待機をお願いする場合もあります。その時にも係員が誘導いたします。
2. 中止の解除は次の手順で行います。
 - (1) 防雷小屋やコース上で待機されているご利用者には、短いサイレンを数回鳴らします。
 - (2) 茶屋で待機されているご利用者には、茶屋係員よりプレー再開をご案内いたします。
クラブハウスで待機されていたご利用者には館内放送及び係員よりの呼びかけでプレー再開をご案内いたします。
 - (3) 各ホールに戻る際に進行の都合上昼食休憩等で時間調整させていただく場合があります。ご協力をお願いいたします。

第20条（火気の使用禁止）

コース内やクラブハウス内の喫煙等での火気の使用は、灰皿設置場所以外は厳禁します。煙草の吸殻は必ず消火して灰皿にお入れください。

第21条（プレー終了後のクラブ等の確認）

1. ご利用者がプレーを終了した場合は、カート内、クラブ等を点検し間違いないか慎重に確認してください。
2. 前項のご確認後は、クラブの不足等が発生しても当ゴルフ場は責任を負いません。

第22条（当ゴルフ場施設内への持込品の規制）

当ゴルフ場内の施設に下記の物を持込むことをお断りいたします。

1. 動物等のペット類。
2. 著しく悪臭を放つもの。
3. 銃砲・刀剣類。
4. 発火及び爆発の恐れがある危険物。
5. 騒音を発するもの。
6. その他、前各項に準ずるもの及びゴルフのプレーに不必要的なものや、ゴルフ場施設の適正な利用や運営を妨げるもの、ご利用者に不快感を与えるもの。

第23条（行為の禁止）

ゴルフ場施設内で下記の行為はお断りいたします。

1. 賭博、その他当クラブの風紀を乱す場合。
2. 無許可の物品販売、宣伝広告等の行為。
3. ご利用者以外のコース内立入。(特別に許可する場合は除く)
4. 無断の写真撮影や録画、録音等の行為。
5. 大声や唱和等によるプレーの進行やクラブの品位維持を乱す行為。
6. 他の人に迷惑を及ぼし、また不快感を与える行為。
7. 施設の器具、備品等を持ち出す行為。
8. アルコール類の飲用後の乗用カートの運転。
9. 入墨(刺青※タトゥー含む)者の浴室、脱衣場への入場。
10. ロッカー室での無着衣往来。
11. 浴槽内での剃顔、タオルの持込等清潔の維持を妨げる行為。

12. その他前各号に準ずる行為及びゴルフ場施設の適切な利用を妨げる行為。

第24条（宅配便等の取扱）

ご利用者のゴルフクラブ等の運送は宅配便等にお取次ぎいたします。

1. 当ゴルフ場は運送のために預かりした物品や、送り付けいただいたゴルフに関わる物品の保管中にゴルフ場の過失により破損、盗難、焼失等の場合に限り責任を負います。
2. その他、当ゴルフ場より宅配便業者が集荷した後は、ご利用者と宅配便業者との契約及び約款の定めに移行いたします。よって、集荷後のゴルフ場への責任は免責となります。

第25条（再来場の拒絶）

非会員のご利用者で当ゴルフ場において下記の行為があったときは、再来場をお断りするとともに当該ご利用者を紹介した会員、又は同伴プレーをした会員は、当クラブのエチケット委員会とその後、理事会の審査のうえ、クラブより処分されることがあります。

1. 非会員のご利用者が会員の名を詐称した場合。（系列コース含む）
2. 非会員のご利用者が暴力団等反社会勢力に所属していると認められるとき。
3. 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある者と認められた場合。
4. ゴルフ場でのプレー料金、飲食、物品購入、年会費等の代金を支払わない場合。
5. その他、本約款に違反した場合。

第26条（管轄合意）

この契約により紛争が生じたときの裁判所は、長崎地方裁判所又は長崎簡易裁判所を専属管轄裁判所とすることに合意して、当ゴルフ場をご利用いただきます。

（長崎国際リゾート株式会社 ペニンシュラオーナーズゴルフクラブ 2025年1月1日施行）